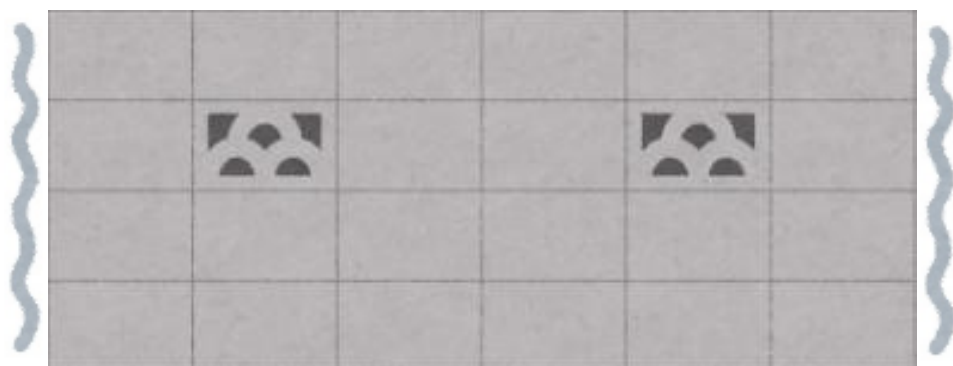


～ あなたのブロック塀等は 大丈夫ですか？ ～

ブロック塀等は、地震などの自然災害や老朽化に伴い、倒壊するおそれがあります。倒壊すると、人身への被害だけでなく、避難や救助活動等にも支障をきたすおそれがあります。

ブロック塀等を所有又は管理されている方は、安全点検にご協力をお願いします。



ブロック塀等の分類

まず、ブロック塀等を分類しましょう。
以下のA～Cのどれに当たるか確認し、それに応じた右ページの
チェックリストに進みましょう。

A. 補強コンクリートブロック造の塀

補強コンクリートブロック造の塀は、鉄筋で補強し、モルタルを充填して積み上げたブロック塀です。

ブロックそのままの「仕上げ無」と表面に塗装等を施した「仕上げ有」があります。



B. 組積造の塀

組積造の塀は、大谷石やれんが等を積み上げた塀です。

鉄筋で補強されていないブロック塀も、組積造の塀になります。



C. その他の塀(万年塀など)

A、Bのいずれにも該当しないものは、その他の塀となります。

写真は万年塀で、コンクリートの柱の間にコンクリート板を差し込んだ塀です。

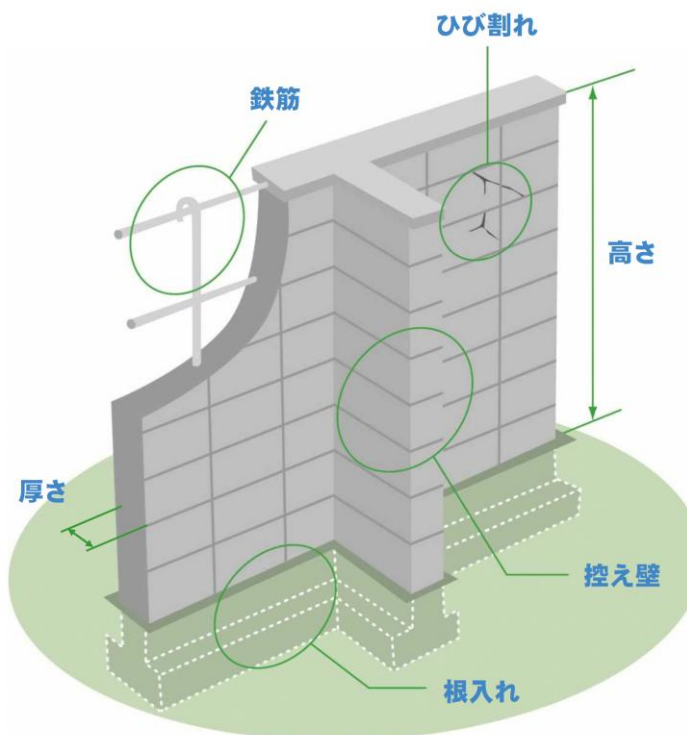


チェックリスト

左ページの分類に基づき、該当するチェックリストの内容を確認しましょう。

項 目	A.補強コンクリート ブロック造の塀	B.組積造の塀
1. 塀は高すぎないか	塀の高さは地盤から2.2m以下か。	塀の高さは地盤から1.2m以下か。
2. 塀の厚さは十分か	塀の厚さは10cm以上か。 (塀の高さが2m超2.2m以下の場合は 15cm以上)	塀の厚さが壁頂までの垂直距離の 1/10以上か。
3. 控え壁はあるか	(塀の高さが1.2m超の場合) 塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの 1/5以上突出した控え壁があるか。	(壁厚が、壁頂までの垂直距離の1.5/10倍 未満の場合) 塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの 1.5倍以上突出した控え壁があるか。
4. 基礎があるか	コンクリートの基礎があるか。	基礎があるか。
5. 塀は健全か	塀に傾き、ひび割れはないか。	塀に傾き、ひび割れはないか。
6. その他	<専門家に相談しましょう> ・塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。 ・基礎の根入れ深さは30cm以上か。 (塀の高さが1.2m超の場合)	<専門家に相談しましょう> 基礎の根入れ深さは20cm以上か。

「C.その他の塀」については、ひび割れや傾斜、ぐらつき、脱落等がある場合は、専門家に相談してください。(裏面参照)



図出典：日本建築防災協会パンフレット
『地震からわが家を守ろう』2013.1より。
(国土交通省が一部改)



専門家への問い合わせ・相談先

ブロック塀等に関する 診断の相談	公益社団法人 日本エクステリア建設業協会	TEL 03-3865-5671
	一般社団法人 全国建築コンクリートブロック工業会	TEL 03-3851-1077
ブロック塀等の 建築基準について	東京都 多摩建築指導事務所 建築指導第一課	TEL 042-548-2067
ブロック塀等の 撤去・改修等の相談	稲城市総合建設業協会	
	南進開発 株式会社	稲城市東長沼2119-7 TEL 042-377-4661
	株式会社 バイタル	稲城市東長沼2110-5 TEL 042-377-0730
	株式会社 角田組	稲城市矢野口669 TEL 042-377-6408
	有限会社 横田ブロック建設	稲城市押立965 TEL 042-377-6730
	株式会社 創建	稲城市坂浜2282-9 TEL 042-350-5705
	株式会社 川上商店	稲城市大丸1462-2 TEL 042-379-0011
	塩崎建設 株式会社	稲城市百村15-13 TEL 042-377-1026
	株式会社 神谷組	稲城市大丸811 TEL 042-377-7138
	株式会社 巧技園	稲城市大丸702-1 TEL 042-379-9600

※ 上記以外の市内業者をお探しの場合は、稲城市商工会 建設部会（TEL 042-377-1696）までご連絡ください。

【生垣造成・ブロック塀等撤去等補助金制度】のご案内

市では、街並み景観の向上や道路に接する緑化の推進と、災害の発生を防止するため、生垣造成・ブロック塀等撤去等に必要な経費の一部を補助しています。

生垣の設置	8,000 円/m（30 mまで）
ブロック塀等撤去	5,000 円/m（30 mまで）
ブロック塀等撤去に伴う フェンス等の新設	8,000 円/m（30 mまで）

【ブロック塀等撤去】 の主な対象要件

- ◎工事着工前であること。
- ◎道路や公共用地に面したブロック塀等であること。
- ◎ブロック塀等の高さが、1.2mを超えるものであること。
- ◎ブロック塀等の総延長が、3m以上であること。

詳細につきましては、市ウェブサイトをご覧ください。下記までお問い合わせください。

【市ウェブサイト「生垣造成・ブロック塀等撤去等補助金制度」】

<https://www.city.inagi.tokyo.jp/kankyo/midori/1005372/index.html>

【問い合わせ先】

稲城市 都市建設部 まちづくり再生課 ☎042-378-2111（内線324）

